

スラバヤ日本人学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学則は、スラバヤ日本人学校学則とする。

(目的)

第2条 1 本学則は、スラバヤ日本人学校(以下「日本人学校」という)の教育に関し、必要事項を定めることを目的とする。
2 特に、小学部と中学部に関しては、第2章から第8章に定め、幼稚部に関しては、第9章以下に必要事項を定めるものとする。

第2章 編制

(教育内容)

第3条 日本人学校においては、児童に対する初等普通教育、生徒に対する中等普通教育を行う。

(小・中学校)

第4条 前条の児童に対する初等普通教育の課程を小学部、生徒に対する中等普通教育の課程を中学部という。

(修業年限)

第5条 日本人学校各部の修業年限は、小学部にあっては6年、中学部にあっては3年とする。

(収容定員)

第6条 日本人学校の収容定員は、スラバヤ日本人学校維持会(以下「維持会」という)が定める。

(学級編制)

第7条 日本人学校の学級数は、同学年の児童・生徒で編制する。ただし、校長が特に認める場合は、これによらない。

(学級数)

第8条 各学年の学級数は、維持会がこれを定める。1学級の児童・生徒の数の基準は、別表1のとおりとする。

(編制者)

第9条 学級編制は、校長がこれを定める。

第3章 教育課程

(教育課程)

第10条 1 小学部の教育課程は、国語、生活、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び特別の教科道徳の各教科並びに特別活動、総合的な学習の時間、外国語・外国語活動、インドネシア語会話及び英会話によって編成する。

2 中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、及び特別の教科道徳の各教科並びに特別活動、総合的な学習の時間、インドネシア語会話及び英会話によって編成する。

(授業時数)

第11条 1 小学部の各学年における各教科、特別活動、総合的な学習の時間、外国語・外国語活動、インドネシア語会話及び英会話の授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業数は、別に定める授業時数を標準とする。

2 中学部の各学年における各教科、特別活動、総合的な学習の時間、インドネシア語会話及び英会話の授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業数は、別に定める授業時数を標準とする。

(教育課程準拠)

第12条 1 小学部の教育課程については、日本国文部科学大臣が別に公示した小学校学習指導要領によるものとし、同要領に定めのない場合は、校長が別途これを定める。

2 中学部の教育課程については、日本国文部科学大臣が別に公示した中学校学習指導要領によるものとし、同要領に定めのない場合には、校長が別途これを定める。

(教科書給与)

第13条 校長は、日本国政府から無償で給与された教科用図書を、児童及び生徒に給与するものとする。

(副教材使用)

第14条 1 校長は、教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切と認めたものについては、これを使用することができる。

2 前項の図書その他の教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

第4章 学習の評価、課程の修了及び卒業

(評価基準)

第15条 児童又は生徒の学習の評価については、学習指導要領に示されている各教科の目標を基準として、校長がこれを定める。

(修了、卒業の判定)

第16条 小学部又は中学部の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童又は生徒の成績を評価して判定する。

(卒業証書授与)

第17条 校長は、小学部又は中学部の全課程を修了したと認めた児童・生徒には、修了証書又は卒業証書を授与する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年の始期、終期及び学期区分)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学期は3学期制とする。

(授業日数)

第19条 年間の授業日数は、200日を基準とする。

(週授業時数、始・終業時刻)

第20条 各学年及び週当たりの授業時数並びに始・終業の時刻は、校長がこれを定める。

(休業日)

第21条 1 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、次に掲げるとおりとする。

(1) インドネシア国民の祝日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 日本国民の祝日のうち、校長が定める日

(5) 学年始休業日、夏季休業日、年末年始休業日及び学年末休業日

2 校長は、前項第1号から第5号までに掲げる休日について、同項の規定により難い事情があるときは、これを変更することができる。

3 休日の増加により、授業日数を確保できない時は、校長の判断で第1項の第1号から第5号を変更することができる。

(臨時休業)

第22条 1 非常変災、伝染病、その他緊急の事情があるときは、校長は臨時に授業の中止又は休業を決定することができる。

2 治安悪化及び天災等で臨時休業をした場合は、回復措置として土曜日に授業を行うことができる。

第6章 教職員

(教員構成)

第23条 日本人学校に、校長1名、教頭1名、教諭若干名及び講師若干名(以下「教員」という)並びに、幼稚部副園長1名(以下副園長という)、事務長1名、事務職員若干名を置く。

(教職員の任免)

第24条 職員、事務長、事務職員(以下「教職員」という)は、維持会が任免する。ただし、日本国政府派遣教員はこの限りではない。

(学級担任)

第25条 各学級毎に担当教諭を置く。

(保健主任)

第26条 1 日本人学校に保健主任を置く。

2 保健主任は、教諭をもってこれにあてる。

3 保健主任は、校長の監督を受け、日本人学校における健康管理に関する事項の管理に当たる。

(職員会議)

第27条 1 校長は、校務処理上必要と認める事項について諮問するため、職員会議を置くものとする。

2 職員会議は、校長、教頭、教諭及び事務長をもって組織し、校長がこれを召集する。

(待遇、採用)

第28条 教職員(日本国政府派遣教員を除く)の服務、待遇及び採用に関する事項については別にこれを定める。

第7章 管理

第1節 財産管理

第29条 1 校長は、日本人学校の施設及び設備の管理を統括し、その整備に努め、かつその現有状況を明らかにしなければならない。

2 教職員は、校長の定めるところにより、施設及び設備の管理を分担しなければならない。

第30条 校長は、日本人学校の施設および設備が亡失又は棄損した時は、速やかに維持会執行役員会長(以下「会長」という)に報告し、その指示を受けなければならない。

第31条 1 校長は、毎学年度の始めにおいて、日本人学校の防災及び警備の計画を作成しなければならない。

2 教職員は、校長の定めるところにより、日本人学校の防災及び警備の任務を分担しなければならない。

第32条 校長は、会長の承認を得て、日本人学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

第2節 運営管理

第33条 校長は、修学旅行、遠足、水泳、社会見学、その他これに準ずる校外における教育活動の実施にあたっては、その計画書をあらかじめ会長に報告しなければならない。

第34条 1 校長は、教育課程の実施等にあたり事故が発生した時は、速やかに応急措置をとるとともに、必要に応じて会長に報告しなければならない。

2 前項の場合、事故の補償に関しては、何人も維持会の決定に従わなければならない。

第3節 事務処理

第35条 1 校長は、日本人学校に就学する児童及び生徒の指導要録を作成しなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、当該児童又は生徒の指導要録の抄本を作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童又は生徒が転学した場合においては、当該児童又は生徒の転学に必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

第36条 校長は、日本人学校に就学する児童及び生徒の出席簿を作成しなければならない。

第37条 1 日本人学校に備える表簿は、次の各号に掲げる通りとし、校長がこれを管理する。

- (1) 学校に係るある法令
 - (2) 学則、日課表、教科用図書配付表及び学校日誌
 - (3) 教職員の名簿、新旧教職員の履歴書綴り、辞令交付簿、出勤簿、並びに担当学級、担任の教科又は科目及び時間割表
 - (4) 指導要録、その写し及び抄本、卒業証書授与台帳、出席簿、及び健康診断に関する表簿
 - (5) 資産原簿、出納簿及び経理の予算、決算についての帳簿、並びに図書、機械、器具、標本、模型等の教具の目録
 - (6) 往復文書処理簿及び諸願書、届書等綴り
 - (7) 児童・生徒の保護者の名簿
 - (8) 給与簿
 - (9) 学校沿革史誌
 - (10) 学校要覧
 - (11) 勤務関係申請、命令、承認簿
- 2 前項の表簿は、学校沿革史誌(旧職員履歴書綴り)、辞令交付簿、卒業証書授与台帳及び資産原簿にあっては永年、指導要録の学籍の記録及びその写しにあっては20年間(抄本は在学期間)、その他の表簿にあっては5年間、これを保存しなければならない。

第4節 教職員管理

第38条 1 教職員(校長を除く)の休暇は、校長が承認する。

2 校長の休暇は、会長に届けなければならない。

第39条 1 教職員(校長を除く)が休暇を利用して、東部ジャワ州から離れるときは、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

第40条 1 教職員(校長を除く)の出張は校長が命令する。

2 校長の出張はあらかじめ会長に届け出て、承認を受けなければならない。

第41条 教職員が担任、休暇、退職を命ぜられたときは、速やかに担任の事務及び保管の文書物品を後任者又は校長が指定した者に引き継がなければならない。ただし、校長にあっては、引継書(写)を会長に提出するものとする。

第8章 入学、退学、転学及び休学

(入学資格)

第42条 1 日本国籍者またはその配偶者でスラバヤ市又はその周辺に一時在留する者(以下「保護者」という)は、以下各号の充足を条件に第2項以下に従い子女を入学させることができる。

(1) 入学を希望する子女が日本国籍を有し、かつ正規のインドネシア在留資格を有すること。

(2) 東ジャワジャバングラブ会員であること。

(3) EJJC統合内部運用規定、スラバヤ日本人学校学則、PTA会則等に従うこと。

2 保護者は、子女の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学部に入学させることができる。

3 保護者は、子女の小学部又は小学校の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学部に入学させることができる。

(入学の許可)

第43条 1 日本人学校に就学を希望する児童・生徒の保護者は、校長に所定の入学願書を提出しなければならない。

2 校長は入学願書を審査の上、入学を許可する。

(入学手続き)

第44条 1 入学を許可されたものは、下記の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 指導要録の写し
- (3) 健康診断票
- (4) その他転出校の発行する書類

(入学金、授業料、施設使用料)

第45条 1 入学を許可されたものは、請求書の期日に従って入学金、建設負担金を納めなければならない。これを遵守しないものは、入学許可が取り消される。

2 授業料と施設使用料、学校維持援助金は、請求書の期日に従って納めるものとする。

3 授業日数が0または1ヶ月に満たない場合でも、これを1ヶ月にみなす。ただし、体験入学による出席の場合は別途これを定める。

4 当該月に1日でも在学した者は、これを1ヶ月とみなす。

5 納められた校納金は原則返還されない。但し、退学の場合には、退学前に保護者が返還申請書を事務長に提出することで、返還に対応する。

6 日本人学校に就学する児童又は生徒が一旦退学・転学した後に、再度入学を希望する場合において、以下の条項を全て満たす場合は、申し出により入学金を免除する。

- (1) 退学後1年以内の入学であること
- (2) 児童又は生徒本人の傷病治療のため、当地の医療レベルを勘案した結果、本邦への一時帰国を選択せざるを得ない場合、または、本人と生活を一にする親・兄弟・姉妹の傷病治療もしくは親の出産に際し、当地の医療レベルを勘案した結果として本邦での治療・出産を選択せざるを得ない場合において、児童又は生徒本人の生活のために親が本人を伴って一時的に本邦へ帰国せざるを得ない場合。
- (3) 一時帰国開始日より1年以内に再度入学する旨を事前に約した場合。

7 納付金額については、別に定める。

(通学)

第46条 児童・生徒の通学は、あくまでも保護者の責任において行い、かつ、学校の安全維持及び安全対策強化のため、保護者は次の3項を遵守しなければならない。

1 在籍する児童・生徒の保護者は児童・生徒の登下校には必ず送迎車両に同乗し、入構許可証により身分を明かした上で、直接学校に児童・生徒を引き渡し、直接学校から児童・生徒を引き取る。

2 やむを得ず保護者が長期にわたって同乗できない場合は、事前に校長に事由を述べ、許可を得る。

3 入校時の学校の安全対策については、別に定める。

(休学、退学)

第47条 児童又は生徒が休学又は退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第48条 校長は、伝染病にかかり、もしくはその恐れのある児童・生徒に、登校停止を命ずることができる。

(除籍)

第49条 次に掲げる場合には、校長の申請により会長が除籍することができる。

- 1 第42条第1項に掲げる条件を満たさなくなった場合。
- 2 疾病やその他の事故により、成業の見込みがない場合。
- 3 授業料納付の義務を怠る場合。
- 4 入学願書の誓約に反したり、他の児童生徒に危害を加えたり著しく学校生活を妨げるなどの場合。

(懲戒)

第50条 1 校長および教職員は、教育上必要があると認めるときは、児童及び生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は次の通りとする。

- (1) 叱責
- (2) 訓戒

第9章 幼稚園

(幼稚園)

第51条 日本人学校においては、幼児に対する教育を、幼稚園で行う。

(修業年限)

第52条 幼稚園の修業年限は4年とする。

第53条 1 幼稚園の園長は、原則として、スラバヤ日本人学校維持会執行役員会長をもって充てる。

2 副園長の役職である教諭は、日本人学校校長の指導、助言をもとに、日常の園務を円滑に行うとともに、緊急時には適切な対応を行う。

3 上記2項の教諭は園務を整理し、園児の保育につかさどる。

4 上記2項にかかわらず幼稚園の責任者は園長とする。

(収容定員)

第54条 幼稚園の収容定員、各学年の学級数、1学級の幼児の数は、維持会が定める。

(教育内容)

第55条 幼稚園の教育内容は、本邦で通常行われる幼児教育の内容に準じて編成する。

(修了証書の授与)

第56条 園長は、幼稚園の課程を修了したと認めた幼児に、修了証書を授与する。

(学年区分)

第57条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第58条 休業日は、原則として小、中学部に従う。

(教職員の構成、任免、待遇)

第59条 教職員の構成、任免、待遇は、第23条、第24条、第28条に従う。

(カリキュラム会議)

第60条 1 園長は、校務処理上必要と認める事項について諮問するため、カリキュラム会議を置く。

2 カリキュラム会議は、園長、日本人学校校長、教諭、保護者代表をもって組織し、園長がこれを招集する。

(管理)

第61条 財産管理、運営管理、事務処理、教職員管理は第29条-第41条に従う。

(入部資格)

第62条 1 日本国籍者またはその配偶者でスラバヤ市又はその周辺に一時在留する者(以下「保護者」という)は、以下各号の充足を条件に第2項以下に従い子女を入学させることができる。

(1) 入部を希望する子女が日本国籍を有し、かつ正規のインドネシア在留資格を有すること。

(2) 東ジャワジャバンプクラブ会員の子であること。

(3) EJJC統合内部運用規定、スラバヤ日本人学校学則、保護者会会則等に従うこと。

2 保護者は、子女の満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満6歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを幼稚園に入部させることができる。

(入部の手続き)

第63条 幼稚園に入部を希望する幼児の保護者は、入部願書を園長に提出しなければならない。

(入部の許可)

第64条 園長は、入部願書を審査の上、入部を許可する。

(入部金、保育料、施設使用料)

第65条 1 入部を許可されたものは、請求書の期日に従って入部金を納めなければならない。これを遵守しないものは、入部許可が取り消される。

2 保育料と施設使用料は、請求書の期日に従って納めるものとする。

3 なお、保育日数が0または1ヶ月に満たない場合でも、これを1ヶ月にみなす。

4 当該月に1日でも在部した者は、これを1ヶ月とみなす。

5 納められた校納金は原則返還されない。但し、退部の場合には、退部前に保護者が返還申請書を事務長に提出することで、返還に対応する。

6 幼稚園に通部する幼児が一旦退部した後、再度入部を希望する場合において、以下の条項を全て満たす場合は、申し出により入部金を免除する。

(1) 退部後1年以内の入部であること

(2) 幼児本人の傷病治療のため、当地の医療レベルを勘案した結果、本邦への一時帰国を選択せざるを得ない場合、または、本人と生活を一にする親・兄弟・姉妹の傷病治療もしくは親の出産に際し、当地の医療レベルを勘案した結果として本邦での治療・出産を選択せざるを得ない場合において、幼児本人の生活のために親が本人を伴って一時的に本邦へ帰国せざるを得ない場合。

(3) 一時帰国開始日より1年以内に再度入部する旨を事前に約した場合。

7 納付金額については、別に定める。

(休部、退部)

第66条 休部または退部しようとする時は、事前に園長に届け出なければならない。

(出席停止)

第67条 園長は、伝染病等にかかり、もしくはその恐れのある幼児に、登校停止を命ずることができる。

第68条 次に掲げる場合には、園長は除籍することができる。

1 第62条第1項に掲げる条件を満たさなくなった場合。

2 疾病やその他の事故により、成業の見込みがない場合。

3 保育料納付の義務を怠る者。

4 入部願書の誓約に反したり、他の幼児に危害を加えたり著しく保育を妨げるなどの場合。

5 休部中以外の者で1ヶ月以上通園しなかった者。

(事故の処置)

第69条 1 教員は、教育課程の実施等にあたり事故が発生した時は、速やかに応急処置をとりスラバヤ日本人学校校長に報告するとともに、必要に応じて園長に報告しなければならない。

2 前項の場合、事故の補償に関しては、何人も維持会の決定に従わなければならない。

3 以上、第34条に従う。

付則 この学則は、スラバヤ日本人学校がインドネシア共和国における外国人学校の設定および運営に関するインドネシア共和国外務大臣、大蔵大臣及び文部大臣共同決定に基づく国際学校として許可された日(昭和54年 3月28日)から施行する。

付則 2010年 9月30日 国際学校より大使館所属に移行する。

付則 2018年12月13日 幼稚園では、保護者が小中学生を迎えに来た際に、一緒に帰れるまでの「預かり保育制度」を2010年に創設し、2011年からは2歳児の受け入れも行っている。

一部改正 1993年 4月 1日

一部改正 1996年 4月 1日

一部改正 1997年11月27日 1998年 4月 1日施行

一部改正 2002年 2月28日 2002年 4月 1日施行

一部改正 2002年12月31日 2003年 4月 1日施行

一部改正 2004年10月28日 2004年11月 1日施行

一部改正 2006年 6月22日 2006年 6月22日施行

一部改正 2007年11月22日 2007年11月22日施行

一部改正 2009年 7月24日 2009年 7月24日施行

一部改正 2014年 7月14日 2014年 7月14日施行

一部改正 2016年 4月20日 2016年 4月20日施行

一部改正 2017年 4月20日 2017年 4月20日施行

一部改正 2018年 4月20日 2018年 4月20日施行

一部改正 2019年 4月20日 2019年 4月21日施行

一部改正 2023年 4月13日 2023年 4月13日施行

一部改正 2023年12月21日 2024年 4月 1日施行

別表1 1学級あたりの基準

幼稚園	小学部	中学部
15人	20人	20人